

小型特殊自動車（トラクター、コンバインなど）のナンバー登録はお済みですか？

トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の課税対象です。所有していれば、申告及び納税をする必要があります。

新しく取得したとき、または、現在お持ちの小型特殊自動車にナンバープレートが付いていない場合は、速やかに申告し、交付を受けてください。

申告が必要な型特殊自動車の構造・大きさは次のとおりです。

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ				
		長さ	幅	高さ		
イ. 農耕用	乗用農耕トラクター、コンバイン 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車 乗用田植機 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 （例えば型式認定番号が「農***」のもの） など		最高速度35km/時未満のもの	—	—	—
ロ. その他	フォークリフト ショベルローダ タイヤローラ ロードローラ 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 など		自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下

申告場所 本庁税務住民課または総合支所住民課

必要なもの 印鑑・販売証明書または譲渡証明書（車名、車台番号、排気量等が確認できるもの）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）

使用済み天ぷら油の回収を行います

地球温暖化対策の取り組みとして、天ぷら油（家庭廃食油）の回収キャンペーンを実施します。

このキャンペーンは、多くが廃棄されている家庭廃食油をBDF（バイオディーゼル燃料）にし、ディーゼル車両や発電機などの燃料として再利用することで、二酸化炭素（CO₂）排出量を削減し、環境保護活動・地球温暖化防止活動に関心を持つことを目的としています。

◇家庭で出た廃食油は、以下の回収場所にお持ちください。（回収ボックスを設置しています。）

期 間 1月4日（木）～2月28日（水）

回収場所 本庁 税務住民課・総合支所 住民課

回収時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日は除く）

回収する油 天ぷら油などの植物油

※家庭で使用した廃食油のみ回収します。

※動物油（ラード等）、鉱物油（エンジンオイル等）は回収しません。

回収方法 天かすなどのゴミを除き、ペットボトルや油購入時のプラ容器等に入れてお持ちください。

BDF（Bio Diesel Fuel）とは？

植物油（廃食油等）を原料とした燃料。BDFの使用で発生するCO₂は、植物が成長過程で吸収したCO₂と等しく、地球温暖化対策に有用な燃料です。軽油代替燃料として、バスやトラック、重機等で使用されています。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）

償却資産の申告を忘れずに！

●償却資産とは
 固定資産税の一種で、事業をしている人がその事業をするために使用している資産のことです。

●償却資産の対象となるもの（例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍冷蔵付き）など
医（歯）科業	レントゲン装置、ベッド、歯科診療用ユニット、調剤機器など
不動産貸付業	緑化設備、塀など
理（美）容業	消毒殺菌設備、理容・美容椅子、パーマ器など
農業	農業用機械類、家屋評価の対象ではない農業用倉庫など ※トラクター、コンバインは、軽自動車税の課税の対象です。 償却資産の申告の対象ではありません。

●償却資産の申告義務者

町内で事業をしている個人又は法人、町内で事業はしていないが事業用の償却資産を貸し付けている個人又は法人で、1月1日現在、償却資産を所有している者。

確定申告又は住民税申告で、営業、農業等の事業について申告される方は、償却資産の申告も必要です。資産がない場合でも申告する必要があります。

●申告書の提出期限 1月31日（水）

昨年申告のあった人には、12月中旬に申告用紙を送付しています。

新たに事業を始めた人、昨年申告をした人で申告用紙が届かない人は、ご連絡ください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）

家屋についての各種届出をお願いします

1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に対して、固定資産税が課税されます。次に該当する場合は、必ず届出をお願いします。

建物を新築・増築したとき	住宅、附属家などを新築・増築し、12月31日までに完成した場合は、翌年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査が必要です。
建物を取り壊したとき	建物の一部又は全部を12月31日までに取り壊した場合は、翌年度から固定資産税の課税対象とならないため、届出が必要です。
建物（未登記）を譲渡したとき	未登記の建物を12月31日までに譲渡（売買・相続・贈与など）した場合は、法務局から登記情報が得られないため、届出が必要です。届出がない場合は、翌年度も前所有者に固定資産税がかかります。
家屋などの所有者が死亡したとき	固定資産の所有者が亡くなった年の12月31日までに相続登記が済んでいない場合は、「相続人代表者指定届」を提出してください。翌年度は相続人代表者に納税通知書などの関係書類を送付します。亡くなった納税義務者が口座振替を利用されていた場合、引き落としができなくなるため、新たに口座振替の手続きが必要です。固定資産の所有者が亡くなった年の12月31日までに相続登記が完了した場合は、翌年度は新しい登記名義人（納税義務者）に納税通知書を送付します。登記名義人（納税義務者）が口座振替を希望される場合は、新たに口座振替の手続きが必要です。※亡くなった納税義務者が町外に固定資産を所有している場合は、その資産が所在する市町で上記と同様の手続きが必要です。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）